

令和4年度 東京都入札監視委員会

第2回 制度部会

○ 日時：令和4年5月31日（火） 午前10時00分から

○ 会場：都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N2

（※上記会議室を拠点としたオンライン会議）

○ 次 第

1 開会

2 出席者の確認

3 議事進行の説明

4 資料の説明

5 審議

(1) 総合評価方式における技術点の一部見直しについて

(総合評価方式における女性活躍推進の拡充について)

資料1

6 閉会

令和4年度東京都入札監視委員会 第2回制度部会

出席者

部会構成員

(敬称略)

部会長	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田昌英
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科准教授	斉藤徹史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美

都側職員

財務局 経理部長	五十嵐律
財務局 契約調整担当部長	前山琢也
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	高柳睦夫
財務局 経理部 電子調達担当課長	三浦裕之
財務局 経理部 契約第一課長	永島勝明

目的

- 事業者における女性活躍の取組の一層の促進に資するため、これまでの総合評価方式における取組を拡充
- 新たに一般事業主行動計画策定を行う事業主に対してインセンティブを付与し、計画策定を促進

背景

- 令和3年10月の東京都男女平等参画審議会による中間のまとめ、及び令和4年1月の最終答申において、「一般事業主行動計画策定・公表等の義務を果たしている事業者を公共調達の際に優遇」という文言が記載

※ 令和4年3月31日公表の「東京都男女平等参画推進総合計画」にも同様の文言が記載

- 女性活躍推進法の改正により、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大

➤ 総合評価方式において、女性活躍に関する内容を拡充させる方向で検討

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
女性活躍推進法	H27.9 施行 (R7までの時限立法(延長の場合あり)) 計画策定部分についてはH28.4 施行 労働者数301人以上の事業主に計画策定義務化(該当事業主の97%が届出済)						R4 施行 (R元.5 改正) 労働者数101人以上300人以下の事業主にも 計画策定義務化				
男女平等参画推進 総合計画	男女平等参画のための 東京都行動計画	H29 策定				最終 答申	R4 改定				
	東京都配偶者暴力対策基本計画										

えるぼし認定・女性活躍推進大賞取得実績への加点を拡大

○ これまで他の評価項目と一括りであった女性活躍推進の項目を独立させ、単独で加点できるようにする。

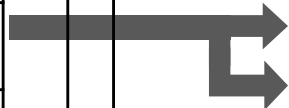
例：技術実績評価型

【現在の評価項目】

価格点			30点
技術点			30点
企業の信頼性・社会性	企業の技術力		28点
	事故・不誠実な行為		-3点
		地域における実績、災害協定等（各1点）	2点
	環境配慮、障害者雇用、 女性活躍推進 等のいずれか		0.5点
	都内中小企業とのJV結成		1点

【制度改正後の評価項目】

価格点			30点
技術点			30点
企業の信頼性・社会性	企業の技術力		28点
	事故・不誠実な行為		-3点
		地域における実績、災害協定等（各1点）	2点
	環境配慮、障害者雇用等のいずれか		0.5点
	女性活躍推進		0.5点
都内中小企業とのJV結成		1点	



中小規模事業主の計画策定の促進

※ 改正女性活躍推進法の施行に伴い、令和4年4月より、常時雇用労働者数101人以上、300人以下の事業主に対し、一般事業主行動計画策定・公表等が義務化

○ 常時雇用労働者数300人以下の事業主は、計画策定状況が301人以上の事業主に比べ著しく低いことから、計画の策定を加速させることを目的として、新たに計画を策定した場合、届出から2年を経過するまでの間、特例措置として、えるぼし認定等の半分の点数を加点する。

なお、特例措置は令和8年度までの限定とする。

女性活躍推進	えるぼし認定、女性活躍推進大賞		α点	上限 α点
	計画策定（特例措置）	届出日が令和4年4月1日以降かつ、届出日から2年を経過するまで	α点の半分	

※ 「α」について、他の社会性の評価項目（障害者雇用等）と同じ配点とする
 技術実績評価型：α=0.5
 技術力評価型、設計等委託実績評価型：α=1.0